

児童扶養手当現況届・ 特別児童扶養手当所得状況届出はお忘れなく!

◎対象となる方には、届出書類を送付していますので、必ず期限内に提出してください。

制度名	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給対象者	◎父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない子どもの母または父 ◎父または母が身体等に重度の障がいがある子どもの母または父	◎身体や精神に中度以上の障がいを持っている子どもを養育している父もしくは母 ◎父母にかわってその子どもを養育している方
対象児童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体または精神に中度以上の障がいがある20歳未満の方
手当額	全部支給 月額42,000円 一部支給 月額41,990円～9,910円 2人目の子ども…上記金額に5,000円を加算 3人目以降の子ども…1人3,000円を加算	子ども1人あたり 1級(重度)月額51,100円 2級(中度)月額34,030円
所得制限	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定額以上ある場合は手当ての一部または全部が支給停止となります。	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定額以上ある場合は手当が支給停止となります。
届出期間	現況届 8月3日(月)～8月31日(月)	所得状況届 8月11日(火)～9月10日(木)

お知らせ

ひとり親家庭のみなさんを対象に、年に3回(6月、10月、2月予定)、県や市町の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート定期便」を発行しています。滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けしますので、ご希望の方は、役場福祉課でお申し込みください。

県の支援員等がひとり親家庭を対象とした相談に応じます!

仕事のこと、子どものこと、貸付金のこと、その他生活していくうえで困っていることがあれば、お気軽にご相談ください。

- 日時 8月6日(木)・8月20日(木) 午前10時～午後3時 ●場所 日野町役場 福祉課
- その他 できる限り事前にご予約をお願いします。相談者が多い場合は、お待ちいただくことがあります。



◆問い合わせ先 福祉課 子ども子育て支援担当 ☎6573

※2 同一世帯に平成26年中の住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。

※1 法律では2割負担となりますが、国の特例措置により昭和19年4月1日以前に生まれた現役並み所得以外の方は、継続して1割負担となっています。

※1 法律では2割負担となりますが、国の特例措置により昭和19年4月1日以前に生まれた現役並み所得以外の方は、継続して1割負担となっています。

●高齢受給者証の使い方
お医者さんにかかるときは、国保の「被保険者証」と、交付された「高齢受給者証」の2つを忘れずに提示してください。かかった費用の2割(※1)、現役並み所得者(※2)は3割を払い医療を受けてください。

●高齢受給者証は、70歳の誕生日を迎えられ、75歳からの後期高齢者医療制度に移行されるまでの方にお渡ししています。
該当する被保険者の方へ8月1日からご使用いただく新しい高齢受給者証(つすだいたい色)を簡易書留でお送りしました。(水色の受給者証は、有効期限が7月31日で切れています)

70歳～74歳の方へ 新しい高齢受給者証を送付しました

みんなで支え合う

国民健康保険



●高齢受給者証を受け取られたら、次のことを確認してください。

・住所や氏名などに誤りはありませんか。
・75歳の誕生日を迎えられているのに、高齢受給者証が送られてきていませんか。
※誤りがあれば住民課保険年金担当へご連絡ください。

●限度額適用認定証等の更新受付を行っています。
古い高齢受給者証は「日野町役場住民課」の封筒に入れてポストへ投函するなど、役場に返却ください。

●医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や自己負担額や入院中の食事が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方に交付しています。
これらの認定証の有効期限は7月31日となっていますので、8月以降も引き続き認定証を必要とされる場合は、事前に郵送した申請書を役場住民課保険年金担当まで提出してください。なお、申請は同じ世帯の代理の方または郵送でも行うことができます。単身世帯などの理由で別の世帯の方が申請を行う場合は、事前にご相談ください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎6571